

啓蒙とは何ぞや

Immanuel Kant 著
豊川昇 訳

凡例

本PDFは、哲学叢書30『啓蒙とは何ぞや其他』（創元社1948）収録の豊川昇（1905-61）訳 Kant 著「啓蒙とは何ぞや」を底本としたものである。

- ・ 底本における漢字は新漢字に改め、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改めた。
 - ・ 送り仮名も現代的に変えた。
 - ・ 底本に於ける傍点、**（圈点）**箇所は、**ゴシック**にした。
 - ・ ルビは、底本にあるものに幾つか加えた、区別はしない。
 - ・ 著書名に『』を附加した。著書名が**青字斜体**であるのはネットに公開されていることを示す。
 - ・ **□** 及び頁左の脚注は、すべて作成者のものである。
- ・ 本PDFでは底本同様、原著として参照したのは Ernst Cassirer 編全集第四巻である。

【質問への回答：啓蒙とは何か】

啓蒙（二）とは人間が自己自身に責任のある未成年の状態から抜け出ることである。未成年の状態とは、他人の指導を受けずに自己の悟性を使用する能力のないことである。自己に責任があるとは、未成年状態の原因が悟性の欠乏にあるのではなく、他人の指導を受けずに悟性を使用する決断と勇気との欠乏にある場合のことである。それ故に、*Supere audet*（賢者たるに憚ることなかれ）、**汝自身**の悟性を使用する勇気をもて！というのが啓蒙の標語である。

怠慢と怯懦（きょうだう）とが、人間の大部分が本性はとづくに他人の指導を受けなくてもよくなっているのに（*naturaliter majorem*（自然的成年））、何故終生未成年の状態に甘んじているのか、そして何故他人がかくも易々と後見人の地位を僭窃（けんせつ）するようになるのかという原因である。未成年の状態にあることは甚だ気楽である。もし私に、自分の悟性の代りをしてくれる書籍、自分の良心の代りをしてくれる牧師、自分の健康のために食餌を規定してくれる医者、等々があるならば、実際私は自分で苦勞するには及ばないのだから。支払いができさえすれば、私はものを考える必要はないのである。そういう面倒な事は、大丈夫他人が私に代って引受けてくれるであろう。人間

i 底本では「汝自身」に圈点無し。原著では“eigenen”がゲシュペルトになっている。

ii 「せんせつ」。“warum es Anderen so leicht wird, sich zu deren Vormündern aufzuwerfen” 人が保護者として行動する

の格段に大きな部分（その中には女性が全部はいる）が成年への歩みを、厄介なばかりか甚だ危険だとさえ思うのは、元来、親切にも彼らの監督を引受けた例の後見人どもの計らいなのである。彼らはおのが家畜を先ず以て愚にしておき、このおとなしい動物が、主人の手で乗せてもらつた習歩車あしならし【Canalwagen 荷馬車】の外へ出ようなどとしないうちに、念入りに防いでおいてから、彼らがあとで独り歩きをしようとする、そいつは危険だと言つて彼らをおどかす。ところが、この危険は勿論何もそれほど大したものではない。というのは、彼らは二三度ころぶが、多分それで結局歩くことを覚えるであらうから。しかしながら、そういう類の例はやはり人を臆病にし、普通はそれに恐れをなして、もうそれ以上歩いてみようとしなくなるものである。

それ故に各個人にとつて、殆ど本性の如くになつた未成年の状態を脱却することはむづかしいのである。彼はその状態がむしろ好よくなつてしまひ、一度も自分自身の悟性をためす機会を与えられなかつた關係上、さしあたりそれを使用することが實際できないのである。規則と範式、すなわちこの機械的な、自己の天資の理性的使用或いはむしろ誤用の道具は、永久の未成年状態あしかせの足枷である。たとえそれを脱ぎ棄てた者でも、かかる自由な運動には慣れていないから、ごく狭い溝を飛び越すのさえあぶなかいものであらう。それ故に、自己の精神を練り上げて未成年の状態を切り抜け、しかも足取り確かに歩み得た者は、ほんの少数しかないのである。

しかし、公衆が自己自身を啓蒙することはむしろ可能である。それどころか、公衆に自由が許されさえすれば、それは殆ど必至である。何となれば、大衆の後見人たるの地位に置かれた人々の中にも、自分でものを考える者が何時も幾らかはいて、自ら未成年という軛くびきを脱して後、あらゆる人間の独自の価値と自分でものを考える使命とを、理性に基づいて尊重する精神をその周囲に弘めるであらうから。この際著しいことは、前に彼らの手でこの軛にかけられた公衆が、何ら啓蒙の能力なき若干の後見人に教唆せられると、後には何時までもこの軛の下に留まりたいと言つて、自ら彼らに強談判こゝろざんぱんをしかけるようになるということである。先入見を植へつけることの有害はかくの如くであるが、その有害なる所以は、先入見が結局それを植へつけた当の人々や、或いはそれを植へつけた連中を先輩にもつ人々自身の上に崇たつて来るからである。それ故に、公衆はただ徐々にしか啓蒙に到達することはできぬ。革命によつて、恐らく個人的専制と利欲や野望に基づく圧制とからの離脱は行われるであらうが、決して考え方の真の改革は行われないであらう。却つて新たな先入見が、旧き先入見と同様無思慮な大衆の手引紐てびきひもに用いられるであらう。

この啓蒙にはしかし、自由以外に、しかもおよそ自由と呼ばれるもののうち最も無害な自由、すなわち自己の理性をあらゆる点で公に使用する自由以外に、何も必要なものはないのである。

然るに私は各方面から、**理窟を言う**ⁱなという声を聞く。士官は言う、理窟を言わずに教練を受けよ、と。収税吏は言う、理窟を言わずに支払いをせよ、と。僧侶は言う、理窟を言わずに信ぜよ、と。(ただ世界に双なき^{ななひ}一人の君主ⁱⁱⁱ)のみは言う、何でも言いたいと思うことについて言いたいだけ**理窟を言え**、しかし**服従はせよ**、と。)これは何れも自由の制限である。しかし、どの制限が啓蒙の邪魔になり、どの制限が邪魔にならないで、むしろ大いに有効であるのか。――私は答える、自己の理性の**公の使用**は何時でも自由でなくてはならぬ、ただそれのみが人間のあいだに啓蒙を成し遂げ得る。しかし**理性の私の使用**【Privatgebrauch】は時として非常に狭く制限されていてよい、制限されていていても必ずしも啓蒙の進歩に大して邪魔になるわけではない、と。私はしかし、自己自身の理性の公の使用ということ、誰かが**学者**として**全読書界**の面前でそれを使用するという意味に用いる。私の使用と名づけるのは、その人が任ぜられた或る種の**公民的地位**ⁱⁱ乃至公職に於て許される自己の理性の使用をいふう。ところで公共の利害に係る仕事には、その若干の成員を政府の手でうまく一致するようにして公の目的に向わせるため、或いは少なくともこれらの目的の邪魔をさせないため、彼らが専ら受動的な態度を取らざるを得ないようにする或る種

i "tösumir nicht" 「理窟」の部分、ⁱ「議論をするな」と訳している例もある。

ii 底本では「地位」に圈点無し。原著では"bürgerlichen Posten"がゲシュペルトになっている。

機構メカニズムの、どうしても必要なものが少なくない。この場合は、勿論理窟を言うことは許されない、服従をしなくてはならない。しかし機械の一部分に当るこの人は、彼が同時に公共全体の一員、否むしろ世界公民社会の一員と看做される限りに於て、従つて本来の意味での公衆プブリクム【Publicum】に著書を通して呼びかける学者の資格に於ては、勿論理窟を言つて差支えないが、そのために彼が受動的な成員として結びつけられているその仕事が悪われるわけではない。例えば上官から何か命令を受けたある士官が、もし勤務中にこの命令の合目的性乃至有用性について一理窟こねようとでもしたら、それは甚だ危険であらう。彼は服従しなくてはならない。しかし、彼が学者として軍務の欠陥に批評を加え、それを公衆に呈示してその判定を乞うのを、道理上禁ずるわけには行かない。公民は課せられた税の納附を拒むことはできぬ。のみならず、納税すべきときにかような賦課に差出がましく非を鳴らすのは、誹謗事件スキャンダル【Skandal】（それはひろく一般の反抗的言動を惹き起さないとも限るまい）として罰せられても構わない筈である。それにも拘わらず、その同じ当人が、学者としてかような課税の不適當乃至は不公平に反対して、公にその所信を述べても、彼は公民としての義務に悖るもとわけではない。同様に僧侶は、問答示教を受ける生徒や教会員に、自分の勤めている教会の信条信条に基づいて講義をする義務がある。何となれば、彼はこの条件のも

i 「信条」は、「symbol」これを「信条書」と訳す例がある。

とに採用されたのであるから。しかし学者としては、彼はかの信条の欠点に関する、慎重な吟味を経た好意ある意見や、宗教制度又教会制度を改善するための提案をすべて公衆に伝える十分な自由どころか、むしろ使命をもっている。実際そこには、良心の呵責かじやくを感じるようなことは何もない。何となれば、彼が教会の委託者として職務上教えるところは、自分にそれに関しては自己の考によつて教える自由な権限を有せず、規定通りに或る他の者の名に於て講ずるやう任用されているのだと言つて、それを紹介するのであるから。彼は述べるであらう、我々の教会はこれこれのことを教える、これが教会の使用する論拠である、と。次いで彼はその教会員にとつて實際上に役立つあらゆることをそれらの教義から引き出すが、よしんば彼自身それらの教義を十分の確信を以て是認する者ではないにしても、まんざらそれに真理が潜んでいないわけではまさかなし、とにかく少なくとも内心の宗教に矛盾するようなことは何もそれには見出されないのであるから、その講義を引受けたとて構わない筈である。というのは、もしそこに内心の宗教に撞着するものがあると思つたなら、彼はその職務を良心の呵責なしに司ることはできないので、職を退ひくに違ひないと思う。つまり任命せられた教師が、その教会員の前でその理性を使用するのは、単に**私の使用**である。教会員というのは、たとえそれが如何に大きな集まりであらうと、常にただ家族的のものに過ぎないのであるから。且つその使用に関しては、彼は教職者であるから

自由ではないし、實際はまた他からの委託を果すのであるから自由であつてはならないわけである。それに反して著書を通して本来の公衆に向つて、すなわち世界に向つて話しかける学者としては、勿論この僧侶はその理性の**公の使用**に於て、自己自身の理性を用い自己自身の本心を語る無制限の自由を享有する。というのは、国民の（宗教の事に関する）後見人その人に、再び未成年でおれと注文するのは不合理なことであり、この不合理は結局いろいろな不合理を永久に残すことになるからである。

しかし、果して僧侶の団体に、たとえば宗教會議或いは（オランダ人自身の間で呼ばれているような）神聖なる長老監督会（*Classis*）に、宣誓によつて或る種の不変の信条を約し、以てその成員の一人々々の上に、彼らを介して国民の上に、不斷の後見監督を行うばかりか、これを永久に行うという権利があるであろうか。私は言う、そんなことは全く不可能である、と。人類の啓蒙の続行をすべて永久に阻止せんとして結ばれるともいふべき、かような契約は全く無効である、たとえそれが至上権により、すなわち帝國議會や極めて嚴肅なる平和条約の締結によつて確認されたものであるうとも。一つの時代は、次の時代がその（特に甚だ切実な）認識を押し拡げ、誤謬を洗い落し、いやしくも啓蒙を進めることを、不可能にするような状態にして置こうと同盟し共謀することはできない。それは、取りも直さず啓蒙を進めるといふことを本来の使命とする、

人間の本性に加える犯行というべきである。それ故に子孫には、あの決議を不当不法なりとして破棄する権利が完全にある。総じて国民に対する法律として決定し得るかどうかをためす試金石は、国民がかような法律を果して自分で自分に課し得るかどうかと問うてみることである。なるほどかような法律も、謂わばもつとよい法律を期待して、或る一定の短い期間中なら、同時に公民の一人々々に、特に僧侶に、現制度の欠陥を學者の資格に於て公に（換言すれば著書を通じて、批評する自由を許すことにより）世に或る種の秩序を与えることはできるかもしれぬ。そしてその秩序は、事態に対する智見が公に進んで、その誤りでないことが認められる結果、それが彼らの声を（たとえ全部のではないまでも）糾合して、王座の前に或る提案を――たとえば、進んだ智見をよく理解して宗教制度の変更に協力した教会員は保護するが、旧態のままに置いて置きたいという人々を妨害することはしないというような提案を――持ち出すくらいになるまでは、依然として存続すると思う。しかし何人も公然とは問題にしない根強い宗教制度に、たとえ人間一生の間だけでも協力し、そうすることによつて人類の、改善への進行途上にある一時期を謂わば徒に無にしてしまひ、そのため一層悪いことには、多分はまた子孫に損失を与えるということとは、断じて許されないことである。人間はなるほど自分自身の為に、それも暫くの間だけなら、知る義務のあることについておのが蒙を啓くことを先へ延ばしても差支えないかもしれぬ。しかしそ

れを放棄することは、たとえその身のためではあろうと、ましてや子孫のためには尚更のこと、人類の神聖なる権利を侵害し蹂躪（じゅうろう）することを意味する。だが、国民自らさえ自分自身に課せうと決心してはならぬことを、況んや君主が国民に課せうと決定してはならぬ。何となれば、君主の有する立法の權威は、取りも直さず国民全部の意志をおのが意志に統合することに基づくのであるから。君主は、すべて本当の或いは表面上の改善が、公民的秩序と相俟（あひ）つて行われることに思いを致しさえするならば、臣民が靈魂の救済のために必要と認めることは、とにかく之を彼ら自身となすところに委せるほかはないのである。それは全く君主の関知するところではないが、しかし彼らが靈魂の救済の規定と促進とに全力を挙げて従事するのを、お互いが暴力を以て妨害し合わないようにすることには関係がある。君主が、臣民がその智見を整理せんとして書く著書を、政府の監督を要すとしてそれに干渉を加えるとき、もし彼が自己の見解を最高の見解として之を行ひ、*Caesar non est supra grammaticos*.（皇帝は文法家の上に立たず）という非難に曝（ばく）されるならば、そしておまけに、自分の国に於ける二三の独裁者が、爾余の臣民に向つて振るう宗教的專制を支持するという意味に於ておのが最高の權力を汚すならば、それは君主の尊嚴をすら毀損するものである。

ところで、現代は啓蒙せられた時代であるかと問われるならば、答はこうである。いやそうで

はない、多分啓蒙の時代である、と。現状によれば、大体から見て、人々は宗教の事に関してはすでに自己自身の悟性を、他人の指導を受けることなく安全確実に使用することができるとか、或いは少なくとも使用させても構わぬとかというのには、まだなかなか距離がある。しかしながら、それを目的として自由に自分で努力する余地が、今や彼らにはともかくも開け、ひろく一般の啓蒙——彼ら自身に責任のある未成年の状態から抜け出ること——に対する障碍が、漸次少なくなつて行く明瞭な徴候は何といつてもあるのである。この点に於て、この時代は啓蒙の時代、或いはフリートリヒの世紀である。

宗教の事に関しては人々に何の指図もせず、むしろそこに十分な自由を許すことを義務と看做すと告げるのを、自己の威厳を損じることとは思わない君侯、つまり寛容トランスという尊大な名をすら受けつけない君侯^(三)はその人自身啓蒙せられているのであつて、少なくとも政府の側から初めて人類を未成年の状態より脱却せしめ、良心に関するすべての事に於て自分自身の理性を使用するの自由を各人に許した人として、感謝の念を懷く現代並びに後世から称讃を受ける値打ちがある。かかる君侯のもとに於ては、人の尊敬を受くべき僧侶たちに、その職責を害うことなしに、公認の信条とはあちこち相違する自己の判断や智見を、学者の資格で自由に公然と世の吟味に供

i 原著では、「フリートリヒ」は、「FRIEDERICHs」と大文字である。

して差支えないのである。況^{いは}んや他の、何ら職責に拘束されておらぬ者に於てをや。この自由の精神は国外にも弘まり、自己の本領を誤解した政府の加える外的妨害と闘わねばならぬ場処へすら伸びて行く。何となれば、それはとにかくかかる政府に対し、自由を許しても公共の安寧と都合とは毫も心配は要らないという実例を立派に示すからである。人間は、彼らを未開の状態に置いておこうと故意に小細工をしさえしなければ、ひとりでにだんだんその状態を脱するものなのである。

私は啓蒙——人間が自己自身に責任のある未成年の状態から抜け出ること——の眼目を主として**宗教問題**に置いたが、その理由は、芸術や学問に関しては、我々の支配者たちはその臣民に対し後見人ぶる興味をもっていないし、その上また宗教上の未成年状態は、中でも最も有害であると共に最も恥^{はず}すべきことでもあるからである。しかし啓蒙を奨励する国家の元首の考え方は更に進んで、**立法**に關してすら、臣民に彼ら自身の理性を**公**に使用し、法のよりよき作成に關する彼らの所信を、しかもすでに現行のものの腹藏なき批判と共に、世に公然と提示することを許しても危険はないと悟るようになる。それについて我々は一つの立派な実例をもっているが、まだ如何なる君主も我々の尊敬する君主にこの点で魁^{きまが}けた者はない。

i 底本には圈点無し。原著では“Religionsachen”がゲシュペルトになっている。

しかしまた、自身啓蒙せられていて影に恐れる者ではないが、同時に治安の保証のために、よく訓練された多数の軍隊を手中に握っている者のみが、共和国が敢て言う筈もないようなことを言うことができる。すなわち、**何でも言いたいと思うことについて言いたいだけ理窟を言え、但し服従させよ、**と。かくてここに、人事のいぶかしい予想外の成り行きが現れる。他の場合も同様であるが、その成り行きを全体として考察すると、そこでは殆どすべてが逆説的である。公民的自由の程度が大きいと、国民の精神に有利なように思われるが、しかもそれに越えがたい制限を置く。それに反して、その程度を小さくすると、国民の精神にそれが力いっぱい発展する機会を与える。それで、もし自然がこの硬い殻の下で、情愛こめて手塩にかける萌芽を發育せしめたならば、すなわち自由な**思考**への傾向乃至使命を發揮したならば、それは徐々に国民の心術の上に反応をあらわし（それによって国民はだんだん**行為の自由**を得る資格ができて来る）、遂にはまた**政府** [Regierung 統治] の原則の上にもまでも反応をあらわして来て、今や**機械以上**のものである人間を、その品位にふさわしく取扱うことが、政府自身の為になると認めるようになるのである*。

一七八四年九月三十日

プロイセンのケーニヒスベルクにて

* 今三十日、私は九月十三日の“Busching'sche wöchentliche Nachrichten”で、今月号の“Berlinische Monatschrift”の紹介批評を読んだが、その中に同じ間に対するメンデルスゾーン氏の解答^(四)が引かれている。同誌はまだ私の手許には来ていない。もし来ていたら、この文章の発表は見合わせる事になったであろうが、今はただ如何なる程度まで偶然が思想の一致を實現し得るものかということのために、これをここに掲載しておく。

解題

原題は“*Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?*”一七八四年十二月号の“Berlinische Monatschrift”に掲載せられた。時代思潮としての啓蒙思想を論じたもので、一種の現代批判である。哲學家クーノー・フィッセルは、カントの歴史哲学の根本問題を、歴史の起源・目的及び現代の解釈にありとし、本論文を第三の問題を取扱うものと解している。なお附録一六一頁以下参照【底本の別論文の事】。

訳者注

(一) Aufklärung とは、神性の信仰に基づき、伝統の拘束を脱した自由な思考を促し、自由討究に抛る知識を弘め、社会民衆の蒙を啓く(aufklären)ことを目的とする精神運動で、ヨーロッパに於

ける十八世紀のそれを典型的のものとする。先ずイギリスに始まり、フランスに波及し、ドイツはやや遅れてこの思潮の洗礼を受けた。この運動の先頭に立つた者のうち、イギリスではロック、フランスではヴォルテール、ドイツではレッシングをその代表者とす。カントは啓蒙の完成者であると同時に、その克服者であるといわれる。レッシングの死んだ一七八一年が、カントの『純粋理性批判』出版の年であったことは甚だ意味が深い。

(二) フリートリヒ大王【Frederick II (King of Prussia) (1712-1786)】を指す。カントは、啓蒙の精神を体得した名君として深く大王を尊崇した。因みに大王は、この論文が出た二年後の一七八六年八月に崩じた。

(三) フリートリヒ大王のこと。

(四) Moses Mendelssohn, 1729-86. ユダヤ人、啓蒙哲学者。カントは彼を畏友として甚だ尊重した。因みに音楽家のメンデルスゾーンはその孫。問題の論文“Ueber die Frage: Was heisst aufklären?”は同誌九月号に掲載せられた。

底本：哲学叢書30『啓蒙とは何ぞや其他』創元社 1948.10.10

作成者：石井彰文

作成日：2025.9.11